

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和8年3月18日（水）
午前10時01分～午後1時44分
場 所： 第一委員会室

出席委員 （5人）	委員長 委員 委員 議長	きりき 橋本 本間 三階	優 由美子 としえ 道雄	副委員長 委員	中島 折戸	律子 小夜子
--------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------	----------	-----------

出席説明員	健幸まちづくり担当部長 健幸まちづくり担当課長事務取扱	林	亜衣子	行政管理課長	大島	亮弥
	健康福祉部長 （兼）福祉事務所長	伊藤	重夫	保健医療政策担当部長 （兼）子ども青少年部参事	本多	剛史
	福祉総務課長	松崎	亜来子	生活福祉課長	関	隆臣
	健康推進課長 （兼）健康センター長	原島	智子	保険年金課長	河島	理恵
	高齢支援課長	五味田	福子	介護保険課長	齊藤	義照
	障害福祉課長	平松	渉			
	環境政策課長	佐藤	彰洋			

案 件

件 名		審 査 結 果
1	第 3 0 号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
2	第 3 1 号議案 多摩市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
3	第 3 2 号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4	第 3 3 号議案 多摩市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例の制定について	可決すべきもの
5	所管事務調査 重層的支援体制の整備について	継続調査
6	行政視察について	了承
7	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	公共施設使用料の見直しについて	行政管理課 福祉総務課
2	多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）について	健康推進課
3	後期高齢者医療保険料の最終案について	保険年金課
4	多摩市地域福祉計画の中間見直しについて	福祉総務課
5	第二次多摩市再犯防止推進計画の策定について	福祉総務課
6	生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について	福祉総務課
7	不足額給付金の実績について	福祉総務課
8	多摩市非課税世帯等エアコン購入費助成事業の実施結果について	福祉総務課
9	被保護世帯に対するエアコン設置緊急支援事業について	生活福祉課
10	最高裁判決に係る追加給付事業について	生活福祉課

11	水道スマートメータを活用した高齢者の見守りに関する実証実験について	高齢支援課
12	特別養護老人ホーム「和光園」の移転建て替えに伴う土壌汚染について	高齢支援課
13	内閣府S I Pの取組状況について	健幸まちづくり担当 高齢支援課 道路交通課
14	令和7年度介護保険事業所等物価高騰等対策支援給付金の支給実績について	介護保険課
15	令和8（2026）年度 多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	障害福祉課
16	「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に関する取組状況について	障害福祉課
17	第8期多摩市障害福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定スケジュール等について	障害福祉課

午前10時01分開議

○きりき委員長 ただいまの出席委員は5名である。

定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

○きりき委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第30号議案多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○本多保健医療政策担当部長 それでは、第30議案について提案理由を申し上げる。令和8年度の国民健康保険税率等の見直しに当たり、多摩市国民健康保険運営協議会に意見を求めたところである。その後、同協議会における審議が行われ、令和8年2月6日に運営協議会から多摩市国民健康保険の保険税率などの見直し等について答申をいただいた。また、新設される子ども・子育て支援金分についての答申もいただいたところである。令和8年度は、この答申内容を踏まえ、保険税の改定率、新たに創設される子ども・子育て支援金分の税率と賦課限度額の設定などを行うため、条例の一部改正を行うものである。詳細については保険年金課長より説明させていただく。

○河島保険年金課長 まず条例の制定についての資料をご覧願う。多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてという資料となる。

多摩市国民健康保険運営方針において、令和18（2036）年度までの赤字繰り入れの解消を目指すため、保険税率の見直しにより毎年1億円程度の赤字解消削減に取り組むが、社会経済状況を踏まえつつ、国保事業費納付金とこれに基づく標準保険料率を参考に改定する。東京都市区町村の保険料水準の将来的な統一に向け、保険税負担が急激に増加しないよう段階的に標準保険料率に近づけていくこととするとしている。それらを踏まえ、昨年12月18日に国民健康保険運営協議会へ税率等について諮問し、本年2月6日に答申をいただいた。答申書の写しは資料にあるので、後ほどご覧いただければと思う。

主な答申内容としては、将来世代に急激な負担を先送りすることのないよう見直しはやむを得ない。ただし、引き上げる場合は加入者の負担に考慮。子ども・子育て支援金分は東京都が示す標準保険料率を採用することが妥当。賦

課限度額と所得軽減判定額については、例年採用している法令で規定する額を基本とするとなっている。

その答申を踏まえ、2月10日に改定案を決定した。従来からある基礎課税分である医療分、後期高齢者支援分、そして介護保険料相当に当たる介護分は所得割、均等割ともに2%増とした。新設となる子ども・子育て支援金は、東京都が示す標準保険料率、そして賦課限度額と所得軽減判定額は例年採用している法令で定められた額とした。賦課限度額と所得軽減判定額については、最後に改めて説明をする。

それでは、改定率の数字については資料「モデルケースによる保険税（料）比較」に記載したので、そちらをご覧ください。一番上の表になる。恐縮であるが、スペースの関係で合計を表示していないので申し上げる。今年度は所得割9.94%、均等割額5万5,200円。そして令和8年度（2026年度）の改定案は、所得割10.44%、均等割額5万8,200円となる。子ども分（子ども・子育て支援分）を加えると、全体で実質5%増となる。12月議会で未就学児について均等割額独自減免の導入をお認めいただいたが、そこはモデルケースで見ていきたいと思う。赤字繰り入れを想定しない標準保険料率は所得割13.44%、均等割8万6,424円となっている。引き続き標準保険料率との乖離がある状況になっている。

2番目の表からはモデルケースになる。3パターンを紹介する。まずケース1になる。こちらが子育て世帯となる。給与所得356万円で、介護分は世帯主のみとなるので医療分、後期高齢者支援分、介護分はそれぞれ増額となるが、未就学児2人分の均等割額がゼロとなるので減免額が増額分を上回り、年間で2万1,500円の減となる。ケース2と3は国保加入者のボリュームゾーンとなる単身世帯とご高齢のご夫婦となる。ケース2は、給与所得控除を除くと均等割7割軽減の対象となり、年間で700円の増となる。ケース3は均等割5割軽減の対象となるお二人共に65歳以上のため介護分がなくなり、年間で4,800円の増となる。国保税は10回に分けてご納付いただいているので、それぞれ1回当たり70円、480円の増となる。

全体として見ると実質的に5%増となるが、これは既存の保険税の引き上げを一気に行ったものではなく、新制度の創設と最低限必要な基礎分の見直しを組み合わせた結果であると認識している。モデルケースによる試算では、未就学児世帯については本市独自の減免措置により保険税が実質的に減少するケースがあること、その他の世帯についても生活に過度な影響を及ぼさない比較的抑制的な上げ幅

になっていることをご理解いただければと思う。

また、赤字繰り入れに関しても、歳出全体をもとに試算した結果、約1億円程度の削減が可能となる見込みである。今後についても、被保険者の負担状況や国の制度動向を丁寧に注視しながら、財政健全化と市民生活への配慮の両立に努めていきたいと考えている。

最後になる。最初の資料に戻っていただき、2段落目をご覧ください。地方税法施行令で賦課限度額と世帯所得による均等割軽減判定金額の変更が予定されている。賦課限度額については、医療分、基礎課税分が1万円引き上げられ109万円から110万円になる。また、軽減判定金額は、5割と2割は1万円ずつ上がるので、軽減世帯対象が増加するのではないかと見込まれている。

ただ、令和8年度（2026年度）地方税法は既に改正されているが、当該政令は未公布となっている。例年公布時期により議会にお諮りすることができず専決処分に対応していた。ただ、子ども・子育て支援金分を公布を待って対応すると所得割0.3%の新設に対して賦課限度額の規定が一時的に不明確になる期間が生じることが懸念され検討した結果、新設される内容は一括して議会にお諮りすることが適当であると判断し、今回の条例改正案では子ども・子育て支援金の賦課限度額を政令で定める額と規定する整理をした。

なお、この取り扱いは暫定的な整理である。恒久的に金額見直しを行わない趣旨ではない。今後、政令内容が確定した後、条例上の金額の明示について改めて整理する予定としている。現時点で国からは、子ども・子育て支援金の賦課限度額は3万円 で想定していると聞いている。

また、既存の医療分等についても政令が公布された時点で適切に対応していきたいと考えている。

○きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 何点か伺わせていただく。まず今の時点での最も新しいところでの被保険者の人数、世帯数、加入率をお答え願う。

○河島保険年金課長 人口に対する加入率ということでしょうか。まず総数としては2万5,856人となる。人口に対する加入率は約17%、世帯数は1万9,126世帯となっている。

○橋本委員 あともう一つ、「多摩市の国民健康保険」で経年的に出ている年齢別国民健康保険被保険者についてもあらあらなところで教えていただきたいと思います。特に国民健康保険に入っている世帯は、過去の令和5年などを見て

も70歳～74歳、65歳～69歳が比率として大変多いというこの辺をもう一度確かめられればと思うので、お答え願う。

○河島保険年金課長 毎月東京都に提出している事業月報というのがある。それが東京都から国に行って様々な算定に使われている数字になる。その2月末現在となるが、ご質問者が言われている高齢者世帯、65歳～74歳だと1万221人、全被保険者としての割合が39.5%となる。

細かく分けると、65歳～69歳は3,954人で15.3%、70歳～74歳は6,267人で被保険者の割合が24.2%となる。人口に占める割合であるが、65歳～69歳は約50%、70歳～74歳については約73%となっている。

○橋本委員 基本的な数字は今確かめられたところである。それで、諮問に対する答申があり、答申に対してどのような考え方で進んできたのかを何点かお聞きしたいと思う。

先ほどもご説明にあったが、「急激な増加にならないように」という言葉は一見市民への配慮のように聞こえるが、要するにスロープ的に上げていこうということで、あるところまでいったら標準と言われている額により近づけるということである。だが、払う側の数字的なことを考えると、そこまでもっと低く抑えていって、あるときこれはもしかしたら急激に変わることがあるかもしれないが、結局上げていくということであり、負担を抑えてはいないということであるが、これは何か市民への配慮と聞こえるような書き方がされているが、その辺のお考えをまず伺う。

○河島保険年金課長 国民健康保険は、現役世代の健康保険と異なり、先ほども申し上げたとおり加入者の年齢構成や高齢化で医療費水準が高い、そして所得の高い層が多くないことが背景にある。それは国全体でも大きな課題として示している部分でもある。

また、国民健康保険制度は、市町村が運営しつつも国や都の支援金や交付金を組み合わせて成り立つ仕組みである。医療費の伸びに応じて必要な財源を確保するために保険料率の調整が避けられない場合がある。

また、未就学児の5割減免、国民健康保険の負担、また各種軽減制度は企業健保と違って整っているもので、そういったところで一定の配慮はなされていると考えている。

○橋本委員 それが配慮だという形で少しずつ上げていくほうが、合計する額を考えればどう考えてもふえるという意味であるが、それは置いておいて、ケースのことをご説明になったが、ケース1は未就学児が2人という設定である。これが4人家族でも、子どもたちが2人とも小学生以上だった場合には今のところ軽減されるものがないと思う。

国も2027年になると半額と、この間議場でも河島保険年

金課長がお答えになっていたが、そうすると、もしお父さんというか主たる収入を持つ人の条件が全く同じだったとしたら、この案にあるような43万円では済まない。大体幾らに、つまり2人分の均等割が単純に加わると考えてもよろしいのかお答え願う。

○河島保険年金課長 お見込みのとおりである。均等割がそのまま乗ってしまうことになる。

○橋本委員 ということは、数的に確かめると5万8,200円が2人分で12万円弱が加算されると解してもよろしいのか。

○河島保険年金課長 お見込みのとおりである。

○橋本委員 ということで、均等割があるかないかというのは、小学生・中学生・高校生という一番お金のかかるところを育てる親にとっては大変深刻ではないかと思っている。

次は、「将来世代に急激な負担の先送りをするのがないように」と文言上書かれているが、これは具体的にどういうことを意味するのかお答えいただきたいと思う。

○河島保険年金課長 平成30年度から東京都との共同運営となった。そして国民健康保険税は国民健康保険特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てると法律で位置づけられているところから、東京都全体で運営しているという考えで成り立っていることになる。そのため、多摩市国民健康保険として割り当てられた納付金の内容を正確に把握し、見通しを精査した上で対応を検討している。当然加入者の負担感も検討しているが、都の統一目標の令和18年度東京都市区町村内での保険料統一が近づいてくると、やはり都の水準に近づけていくこと、標準保険料率に今乖離があると先ほど説明したが、今から段階的に赤字繰り入れも解消し、都の水準に近づけていくことが、将来の急激な上昇リスクを和らげるため、いわゆるソフトランディング的なことをやっていかなければいけないと考えている。

○橋本委員 今度新設される子ども・子育て支援金であるが、これもまた議場の中で他党派の方も問題にしていたが、次年度、こども誰でも通園事業等いろいろな子どもの施策の充実はこのお金を当てるとというのが国の考えのようであるが、初年度だから、私も国民健康保険運営協議会を傍聴したが、多分マックス3万円で、こういう率で、変えようがないという感じで、そのままでよいのではないかという雰囲気皆さん言われていたが、こども家庭庁の資料を読むと、その次年度、2027年度も2028年度もこのくらいの率で上げて、かかる保育などのお金をこれでかなり使うとい

う計画が出ているということは、この子ども・子育て支援金だけでも今回3%上がる原因にもなったが、このまま無策と言ったら失礼であるが、国が出されるままやっていたら、これだけでも本体よりも大きな引き上げの原因になってしまうのではないかと思うが、その辺についてはどのようにお考えか。

○河島保険年金課長 子ども・子育て支援金は、国制度として安定的継続的に子育て施策を推進するため、社会全体で広く支え合うというところで医療保険制度に上乘せする形で創設され、3年間をめどに税率の見直しが行われることは私どもも承知をしている。この点について、国は将来の労働力確保と社会保障全体の持続可能性に直結するものということで医療保険制度を通じて確保するという説明がなされている。子育て支援の重要性は強く認識しているが、国民健康保険税は所得の低い層が多くおられる。その層に与える影響についても十分留意すべきであるとは考えている。

ただ、国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金といったそれぞれ目的が明確に分かれた財源で構成されている。そして、子ども・子育て支援金は全国共通の負担である。その辺をどうするかとなると、医療分、後期高齢者支援分、介護費用も今後年間増加傾向にあるので、帳尻を合わせるためにほかの部分を引き下げてしまうと結局医療給付などに充てる財源が不足してしまうということで、結果として将来さらに大きな負担増や税率改定が必要となるといった懸念が生じている。

このため、子ども・子育て支援金分のみならず制度に対しては、負担のあり方や低所得者への配慮・使途について丁寧な説明と適切な見直しを求めていく必要があると考えているし、私どもも適切な機会を捉えて、東京都を通して意見を申し述べていきたいと考えている。

○本多保健医療政策担当部長 少し補足説明をさせていただく。

今回、子ども・子育て支援金が導入され、その分だけでも純増になるのではないかという見方ができるが、一方で、この導入に際しての国の説明としては、社会保障の歳出改革などで社会保険負担軽減の範囲内で導入するというのが、導入の前の説明であった。したがって、支援金が新たに賦課されるが、その裏側では社会保障の歳出の改革を行って社会保険料の負担を軽減させる、支援金による負担は相殺される仕組みと説明されているので、我々としては、その辺の歳出改革について注視しながら今後の税率見直しの判断材料としていきたいと考えている。

○橋本委員 そうは言われるがという感じであり、二、三十代の国民健康保険加入つまり自営業者や非正規の人、自分でやっている方の割合としては、先ほどの資料の過去のものを見てみても、20代～30代で2割近く入っているわけである。そういう人たちは、自分には安くなると言われるが、国民健康保険のところでまた大幅に上がっていく。結局自分の出したもので自分を支えるということで、国の話はあまりにもきれいごとには聞こえない。

この子ども・子育て支援金は急に今年度から入ってきたことであり、私は非常にリスクになると思うので、ぜひ今後もしきちんと声を上げていっていただきたい。先ほど保険年金課長からもお話があったので、ぜひ部長そして市長レベルでもこの問題を取り上げていただきたいが、そのことを最後に伺いたいと思う。

○本多保健医療政策担当部長 今回この支援金の徴収については、社会保険料と一緒に徴収する仕組みになっている。

我々としても、その辺が社会保険料を負担する方にまだ十分周知が届いていないと思っている。その辺のご理解をまずはしていただくという意味で、国でしっかりとこの制度の周知をしていただきたいという点について、これから声を上げていきたいと思っている。

ただ、この制度の仕組みとして、国民全体で子育て支援をしていくのだという大きな方向性は間違っていないと思っているので、この支援金の使途、どこにどのように使われるのかを十分ご理解いただくための周知は我々もしっかりしていかなければいけないと思っている。そういう面では、いろいろな場面で声を上げていきたいという認識は持っている。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。橋本委員。

○橋本委員 では、第30号議案多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、否決の立場で討論する。

まず最初に、国が公費で5割を負担している未就学児の均等割に関して、多摩市が独自の財源補填を実施し、新年度から未就学児は負担なしにすることは大いに評価するものである。2027年度には国が高校生まで約130万円の半額の公費負担をするということであるが、多摩市が半額負担をして高校生まで完全無料化を行うようまず求めておく。

1月に行われた国民健康保険運営協議会を傍聴したが、

委員は口々に国民健康保険の負担が大きいと語っておられた。結局見直しは仕方なしというのが結論になっているが、加入者の負担に考慮してほしいと答申にも盛り込まれ、委員の方もジレンマの中での回答になっていると感じた。

まず考えたいのは、総収入の1割が国民健康保険税負担という異常な高さであるということである。市側が具体的な数字として出されたケース1を見ても、未就学児2人と保護者の総収入500万円で43万円の負担、小学生以上の子どもさんだったら、先ほど確かめたが約54万円という保険税というのは、可処分所得を少なくし、いざ病気になったら本当に大変である。

一方で、高額療養費の限度額引き上げ、OTC医薬品の保険への上乗せ負担という動きが強まっている中では、今回の値上げは大打撃だと思う。いずれ実施されるかもしれない国民健康保険の標準保険料なら、総収入500万円世帯で64万円というのは論外である。協会けんぽは、給料が上がり収入全体が上がったので保険料引き下げが実施されるということである。4割の加入者が年金暮らしで、あとは20代30代、自営業者や非正規労働者という国民健康保険加入者の実態を考えると、国民健康保険への国の負担割合を充実させ、弱い立場の加入者を本気で守ることがどうしても必要である。高い保険料に合わせるのではなく、均等割のない他の健康保険や医師国民健康保険や土建国民健康保険並みに引き下げを、自治体としてなお一層強く求めていただきたいと思う。

2026年度から始まる子ども・子育て支援金に関しては、こども家庭庁が主体となって保育や子育ての充実が必要だから医療保険に上乗せして支払いを求めるやり方そのものが問題である。しかも、既に2027年度以降も引き上げをすることが示されている。このような形で負担増をさせるやり方そのものに自治体として異議を唱えるべきであることを申し述べ、討論とする。

○きりき委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。よって、これより第30号議案多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○きりき委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべ

きものと決した。

日程第2、第31号議案多摩市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○本多保健医療政策担当部長 それでは、第31号議案について提案理由を申し上げる。本案については、地方税法の改正に伴い、多摩市後期高齢者医療に関する条例に規定している公示送達の方法に関する規定を改正するものである。詳細については保険年金課長より説明をさせていただく。

○河島保険年金課長 公示送達とは、住所や居所が不明である場合など通常の方法では書類を送達できないときに、庁舎内の掲示場への掲示等によって公示することにより書類が到達したものとみなす送達方法になる。近年のデジタル社会の進展を踏まえ、行政手続の効率化及び国民の利便性向上を図る観点から地方税法が改正され、公示送達について電磁的方法により行うことが可能となった。従来掲示場への掲示等により行っていた公示送達について、インターネットその他の情報通信技術を活用した方法で行う選択肢が法令上明確に位置づけられたことになる。令和7年第2回6月議会でお認めいただき、多摩市市税条例の改正がなされている。

後期高齢者医療制度については、保険料の賦課決定通知、督促状、各種処分のお知らせ等について、地方税法の規定を準用して送達を行っているものがある。このため、地方税法において公示送達の方法が見直されたことにより、後期高齢者医療制度に関する通知等についても同様に電磁的方法を活用した公示送達を行うことが制度上可能となった。多摩市後期高齢者医療に関する条例においては、現行規定上公示送達の方法を従来の手段に限定して定めており、ここで運営主体である東京都後期高齢者医療広域連合から条例例が示されたので改正を行うものである。

なお、公示送達の電磁的方法による運用については、現時点ではまだ実施されていないと聞いている。このため、本改正はまず条例上の根拠を整備するものであり、具体的な運用方法や開始時期については今後関係部署と調整の上適正に対応していくこととなる。

○きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第31号議案多摩市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○きりき委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第32号議案多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○伊藤健康福祉部長 それでは、第32号議案多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご審査をお願いする。本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、令和7年度税制改正により介護保険料の標準段階が変わり得る第1号被保険者について、令和7年度税制改正前と同様の判定となるよう令和8年度の介護保険料率の算定に関する基準等の特例を定めるもの。詳しくは担当課長から説明をさせていただく。

○齊藤介護保険課長 それでは、第32号議案の議案書をご覧願う。今、健康福祉部長からもご説明申し上げたが、令和7年度の税制改正による介護保険料の標準段階が変わり得る第1号被保険者の方について令和7年度の税制改正前と同様に判定できるようにということと、令和8年度の介護保険料の算定に関する基準等の特例ということで就労による収入の増加が控除額の引き上げの範囲内であった場合に、保険料の減免について手続をやらずに減免させていただくという内容になっている。

それでは、議案書に基づいて説明をさせていただく。まず最初の第19条第2項にただし書を加えるというところである。こちらは前年度非課税者に関わる特例減免ということで、本来であれば特例減免については手続を取ってという定めであるが、今回国から示されている内容に伴う減免については個別の申請によらずに減免が可能であるということであったので、ただし書を加えて、規則で細かい内容を定めていき、申請がなくても減免の対応ができるようにするという内容になっている。

第12条については、先ほど申し上げた算定方法の特例の個人に対するものである。第1号被保険者個人に対する算定方法の特例を定めたのが第12条である。

ページを2枚おめくりいただいて3枚目の下段、第13条である。こちらは世帯条項になっており、個人ではなく世

帯の算定方法の特例を定めている内容になっている。

詳細については、新旧対照表をご覧ください。多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表ということで、右側が改正前、左側が改正後ということで記載させていただいているものである。

ページをお進みいただいて、54ページをお開き願う。54ページの下であるが、保険料の減免というのが真ん中ぐらいにあり、第19条第2項のところに網かけをさせていただいた。太字で「ただし、同項第3号に該当する者のうち当該事項が明らかであると認められる者として別に定める」ということでこちらに別に定めさせていただき、申請がなくても特例の減免を受けられるようにということで、詳細については介護保険施行規則にこの内容を記載させていただいて対応を図っていきたいと考えている。コロナ禍での減免も、この形で対応させていただいた経緯がある。

続いて、ページをおめくりいただいて、55ページをご覧ください。こちらが附則である。先ほど簡単に申し上げた第12条ということで、被保険者個人の保険料の算定の特例を定めたものである。最初の1行目・2行目については、4月1日に住所を有する者、また3行目・4行目は1月1日に住所を有する者ということで、今回この特例の算定に該当する方に関しては、1月1日、また4月1日に住所を有していた方というところでの定めをさせていただいている。

そこから少し下がっていただいて、55ページの左側、改正後の中段あたりのところに金額の要件がある。今回ももとの税控除の上限が55万円だったものが65万円に引き上げられたところによる影響ということで、まず最初に55万1,000円以上～65万1,000円未満の方については、これまでどおり控除なしという定めである。

続いて、56ページにお移りいただいて、上段の第2項が65万1,000円以上161万9,000円未満で、こちらに関しては一律55万円控除ということを決めている内容になっている。

そのまま下にお移りいただくと、第3項で金額要件として161万9,000円～190万円未満という定めである。この161万9,000円以上から55万2,000円の控除額で、190万円ちょうど65万円1,000円の控除額になるというところで、この161万9,000円～190万円の方に関してはそれぞれ詳細に数字が分かれており、2,000円刻みで控除額がふえていくところであり、こちらは1番、2番、3番それぞれ金額要件を設けて定めているという内容になっている。

ページをおめくりいただいて57ページである。57ページの下が第13条で、先ほどご説明申し上げた個人ではなく世帯条項、世帯に対する非課税の判断をする項目である。第

13条についても同様に4月1日、1月1日という期限の要件が最初に設けられており、最初の第2号のところについては地方税法の第295条第1項第2号に掲げるものに該当する方ということで、こちらの第295条第1項第2号であるが、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親についての定めがあり、これに該当する上ということでの定め、また、今ご覧いただいている57ページの次のページ、58ページの下段、第3号であるが、同様に第295条第1項の全ての号に該当しない方ということで、それぞれ対象者を分けて記載されているものである。

ただ、金額要件については、ご覧いただくようにア、イ、ウということで個人の要件と同様に55万1,000円以上65万1,000円未満、2つ目の区分としては収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満、最後は収入金額161万9,000円以上190万円未満ということで、こちらの金額要件については第12条、第13条とも同様の内容になっている。

この条例に基づいて、先ほど申し上げた本来であれば令和7年度税制改正によって保険料区分が変わる方については、この算定の特例をもって令和7年と同様の区分を設けて保険料を算定させていただく。

また、就労で65万円までということで収入がふえた方に関しては、この税制改正の趣旨にのっとり特例での減免を行う。なお特例減免を行う際に手続を設けず、こちらから減免の手続をさせていただくという内容の改正になっている。

○きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 今の説明を聞いても、かなりわからない。それで、今の第9期の介護保険料では、所得階層が第1から標準の第5までである。標準だったら6万9,800円払っているが、この段階、要するに左側のいわゆる非課税というのが、今度控除額が基本55万円から65万円に上がることで非課税ではなかった人が非課税になる場合もあるというのが大方の私の納得である。できたらこの段階の中でこういうケースがあると、例えば本来だったら第5段階の人が第4段階になって税法上は5万9,300円になっているが実際介護保険料だけはそのまま5万9,800円であるということと言われたいのだと思うが、あの条例の説明だとほぼわからないので、その辺のところをもう少しわかりやすくご説明いただきたいと思う。

○齊藤介護保険課長 今、委員からもお話があったとおり、所得段階区分を設けて介護保険料を市民の方々、第1号被保険者の方にご負担いただいている状況である。今基準に

についてお話があったが第5段階まであり、第1段階が一番収入が少ない方で、本人も非課税、家族も非課税かつ80万9,000円以下の方に関しては第1段階として年間の保険料を1万7,400円と定めてお支払いいただいている状況である。そこから金額的に段階を設けて、80万9,000円を超える方が第2段階、また120万円を超える方が第3段階で、第2段階の方は2万4,400円、第3段階の方は4万7,800円という形でそれぞれ保険料を負担していただいている。同様に、80万9,000円以下であるが家庭で課税されている方がおられる方に関しては第4段階で、こちらの第4段階の方は年額で5万9,300円の保険料をご負担いただいている。

本人は非課税であるが、家族が課税の場合、80万9,000円を超えている方に関しては第5段階ということで6万9,800円の年間保険料をご負担いただいている。あとそこから上の第6段階からは本人が課税されていて120万円未満の方については第6段階として年間7万8,100円、120万円を超える方に関しては第7段階ということで8万9,300円のご負担をいただいている。その上は200万円を超えてくるので、今回の190万円よりも上となっている。

したがって、今回の影響があるとなると、今申し上げた第1段階から第7段階までの方々の中で影響が出てくるということである。今申し上げたように所得区分が10万円ではなくある程度大きく分かれているので、仮に10万円控除額に影響したとしても、該当する方全員ではなくちょうど10万円前後におられる方、10万円より少し上の方が、その上限額が引き下げられることによって本来は1つ下の階層で保険料が定められるはずだったかもしれないのが、令和7年度に準じてという形になると10万円また上限が引き下げられるので上の階層に戻るということである。影響される大体の人数については、計算しないと正直わからないのが本音である。ただ、全国的に見ても多分1%程度ではないかというお話が国の説明ではあった。仮に1%だった場合、多摩市の場合、130万円で1回切らせていただいて、第1段階から第7段階の130万円までで今年度保険料を賦課させていただいた市民の方に関しては全部で2万8,363人おられた状況であるので、これの約1%となると280名ほどで、影響額としては313万円程度である。ただ、少し高めに考えて5%で試算した場合には1,100人ぐらいが対象となり、影響額については1,200万円～1,300万円ぐらいになってくると、本当にざっくりとした試算であるが、想定している内容となっている。説明は以上である。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。橋本委員。

○橋本委員 第32号議案に関しては可決の立場である。ただし、3年間の介護保険事業計画がある中で今回のように途中で変わるというのは、介護保険の事業所さんが非常に大変な状態になっているのを、もう3年間では支え切れないから変えようということで上げて、上げると出ていくお金がふえるから、そのときに国の試算ではわずか1%の人を気にしてこのように前の年度と同じだけ払えというのは、その額や比率に関して考えると、そういう人こそ守られなければならない人で、今後このような3年間の介護保険の基本の中でまた変えるようなことがあったときに、税制改正が伴って行われるかどうかはわからないが、今回のようなことが悪しき慣習になりずっと続いていくかもしれないということについては問題だと私は思う。今回は国の法律上の変化があつてのことであり結論としては可決であるが、一応その問題点は申し上げておく。

○きりき委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第32号議案多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○きりき委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第33号議案多摩市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○伊藤健康福祉部長 それでは、引き続いて第33号議案多摩市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例の制定についてである。高額介護サービス費等貸し付け制度は、平成26年10月に受領委任払い制度を開始して以降、長期間にわたり利用実績はない状況が続いている。このため、制度の安定運営を図るための原資として設けている基金を、一定の役割を終えたものとして廃止するものである。

なお、基金を廃止した後も貸し付け制度は継続していく。

詳しくは介護保険課長から説明をさせていただきます。

○齊藤介護保険課長 それでは、議案書をご覧ください。第33号議案多摩市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例の廃止についてである。こちらの基金であるが、もともと原資としては500万円で、令和6年度多摩市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書において多摩市監査委員から、貸し付け実績等を踏まえ基金のあり方について検討されたいというご指摘を頂戴した。そのご指摘に基づいて確認した結果、平成27年度以降10年にわたり実績がないことから、今定例会で条例を廃止したく提案させていただいたものである。

なお、今、健康福祉部長から申し上げたとおり、基金は廃止する前提であるが、高額介護サービス費については平成26年度の住宅改修と福祉用具の購入の貸し付けが最後の実績であり、その後は今申し上げたとおり受領委任払い制度ができたことで実際の使用はないが、これを利用する場合の事業者の要件として多摩市での実績があることと定めている。新規の事業者が入ってきてその事業者を使って利用したい場合に受領委任払い制度が使えない可能性があるということで、こちらの貸し付け制度については基金を廃止した後も継続して対応していくということで準備を進めている状況である。

○きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論あるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第33号議案多摩市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○きりき委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、所管事務調査、重層的支援体制の整備についてを議題とする。

本件は継続案件である。

健康福祉常任委員会では、今期の2年間のテーマを「重層的支援体制の整備について」とし、令和7年9月11日、

本テーマを所管事務調査として正式に位置づけた。所管事務調査に位置づけてからこれまでの間、令和7年10月、愛知県の長久手市と稲沢市へそれぞれ行政視察を実施した。その上で、重層的支援体制の整備について現状と課題を把握するために、担当所管課に協力いただき、令和8年1月29日に勉強会を開催し学びを深めた。

1月の勉強会では、従前の措置による制度ごとの福祉から地域包括ケアシステム、地域共生社会という流れの中で、令和2年に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向け包括的な支援体制を整備するための手段の一つとして重層的支援体制整備事業が創設された経緯のおさらいをした。その上で、多摩市では重層的支援会議を多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会という形で取り組みを進めていること、国は全国的な実施を求める一方で財政負担については前進より後退する状況であること等について担当所管課よりご説明いただいた。

話題となった主な内容としては、重層的支援体制整備事業は高齢、介護、障害、子ども、生活困窮の分野ごとの今までの福祉体制ではカバーできない状況や行政の仕組みの中で対象者別の制度間の複合的な課題やさまざまなケースに対応するため支援関係機関等の対応力を高め連携しながら取り組むものであるが、その具現化に当たって課題があること。地域住民を含む幅広い関係機関等がお互いに納得し合いながら問題解決に結びつけるには様々な困難があること。行政視察において、市と社会福祉協議会が公と民間という位置づけの垣根を越えて実施している福祉のワンストップ総合窓口について知見を得たことを踏まえ、複数の問題を抱える市民の相談を聞き取りをした部署でしっかりと受け取り、関係する各部署で対応を検討し、ワンストップで解決につなげる仕組みをつくる必要があること。以上の点等について委員からの質疑応答も交えて学びを深めた。

以上の内容を踏まえた上で、勉強会後に委員間で振り返りを行った結果、包括的相談支援を担う窓口を設置している先進事例として、渋谷区における重層的支援体制整備事業について来年度に行政視察を行うことで合意した。

ここまでこのように進めてきたが、今後も先進市の視察を行うなど調査研究を進め重層的支援体制の整備について協議を行っていくことでご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 ご異議なしと認める。

最後に、所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが議会運営委員会において確認されているので、本定例会最終日に報告する。報告の内容については委

員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○きりき委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

また、本所管事務調査については、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○きりき委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第6、行政視察についてを議題とする。本委員会が調査中の所管事務調査に資するため、委員会として先進地の視察を行いたいと思う。先ほど申し上げたとおり、1月の勉強会で視察を実施すること及び視察先や日程等について意見交換を行った。その後の調整の結果、5月に渋谷区へ行政視察に伺うとした。よって、議員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○きりき委員長 ご異議なしと認める。

それでは、お手元に配付した委員派遣承認要求書（案）のとおり、委員の派遣については、場所及び日時は渋谷区役所、5月13日午後1時30分から。目的は所管事務調査に位置づけている重層的支援体制の整備についての議論を進めるに当たり、渋谷区における重層的支援体制整備事業について調査するためである。経費はゼロ円。以上の内容で実施することにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○きりき委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で実施することに決定した。

日程第7、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○きりき委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

午前11時04分休憩

（協 議 会）

午前11時04分開議

○きりき委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、1番、公共施設使用料の見直しについて、市側の説明を求める。

○大島行政管理課長 それでは、協議会の案件の1番目である公共施設使用料の見直しについてご説明をさせていただく。資料は2つあり、縦判と横判があるが、縦判の資料をご覧くださいければと思う。

本市の公共施設使用料については、公共施設使用料設定に当たっての基本方針を定め、この方針に基づいて各公共施設の使用料の算定を行っている。基本方針については、昨年9月の総務常任委員会協議会においてご報告をさせていただいているが、令和7年8月に改定を行っており、この改定も踏まえて各公共施設の使用料の改定に向けて現在検討を進めているところである。本日は途中経過として、改定案の概要、方向性についてご説明をさせていただく。

公共施設使用料についての経緯といったところで、資料の1番目をご覧くださいければと思う。総務常任委員会ではご説明をさせていただいたところであるが、昨年8月に改定を行った基本方針に基づいて料金を4年ごとに見直しをするとさせていただいているので、今回見直しをするところである。当初令和6年4月がその4年目の年に当たっていたが、コロナ禍の影響で適切な金額の算定ができないことから、料金を据え置くこととして先に基本方針の改定を行ってから料金改定を行うという流れで進めさせていただいている。

基本方針については、サイドブックの各課情報提供、計画等はこちら、企画政策部のフォルダ内にあるので、後ほどご確認をいただければと思うが、基本方針の大きな考え方として3点ある。

1点目は利用者負担の原則で、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性を図るといったところである。

2点目は、共通的な使用料算定ルール確立で、基本ルールを定めることで施設間の取り扱いの均衡を保つとともに、市民にもわかりやすく説明していくこととしている。基本ルールとしては、施設整備にかかった費用と維持管理運営にかかる費用を原価としてその施設を利用する際の1平米当たり、1時間当たりの金額を算出し、施設の面積、利用時間をかけて算出した上で、その施設ごとの性質別分類に応じた利用者負担率を掛けて料金を算出することとしている。また、近隣自治体や市場価格との均衡に配慮すべき施設については、基本ルールによらない算定ができることとしている。

大きな考え方の3点目として、柔軟な料金設定、利用方法を考えている。行政利用や配慮の必要な方等の減免基準のほか、施設の有効活用を図るため市外利用や営利等利用の考え方を示させていただいている。

次に、資料の2番目、見直しの概要についてご説明させていただきます。今回の料金改定の適用時期についてであるが、令和10年1月1日を予定している。これまで総務常任委員会の中では令和9年10月1日の改定を予定と説明させていただいていたが、市が導入している施設予約システムの更新時期と重なっており、事務の重複などを避けるため、新施設予約システムの稼働時期に合わせたスケジュールの見直しを行っている。

(2)改定案の算定方法である。先ほど説明したとおりであるが、基本的な考え方は従来と変わらずといったところで算出をしている。また、基本ルールによらない算定を認めることとしていた施設についても、引き続き基本ルールによらないというところを考えている。

2枚目に移って、見直しの対象施設を載せさせていただいている。個々の施設については、所管する常任委員会で条例改正の提案を今後させていただく予定である。

4番の実施スケジュールについても併せてご覧いただければと思うが、今後附属機関等への説明を行い、意見もいただきながら、9月議会への条例改正の提案を予定しているところである。それに先立ち、6月の常任委員会協議会では個々の施設の改正内容についてご説明をする予定にしている。条例の改正を認めていただいた後に、市民周知を図り、新施設予約システムを利用して予約開始が始まるのが令和9年7月から、その料金が適用されるのが先ほどご説明した令和10年1月からの予定としている。

ここでもう一つの資料をご覧いただければと思う。隣にあるA4横判の資料である。こちらについては、現在の検討状況として各施設の状況・概要を取りまとめたものとなっている。資料中網かけがあるが、黄色の部分が値下げとなっている施設、緑色のところが値上げの予定となっている施設である。それぞれの程度の料金になるのか、また各施設の平均的な改定率を示しており、右側の備考欄にはその施設の中で最も改定の幅が大きくなりそうな区分をピックアップして掲載している。

全体的なところとして値上げの理由としては、ご案内のとおり物価や人件費の高騰、また維持補修費の増加など、こういった4点ほどが値上げの要因となっている。一方、値下げの要因としては、減価償却額の減少、前回値下げ幅を調整したことにより引き続き値下げとなっている施設がある。

本資料の2ページ目には、基本ルールによらない算定を認める施設の一覧を載せている。他市の施設や民間施設との比較を行い、均衡を図った金額設定を行っているところ

である。現在の状況としては、全体で582の区分があるが、328の区分で値下げ、254の区分で値上げという状況である。

値下げが多いのは、コミュニティセンターが基本的に今回値下げになっており、区分が多い施設となっているので、その影響が大きいものと考えている。健康福祉常任委員会で所管するのは総合福祉センターのところであるので、こちらについては6月議会、9月議会でもた詳細にご説明をさせていただければと考えている。総合福祉センターについては42区分あるが、全て値下げの対象となっているところである。おおむね1割程度の値下げが予定されている。

今回はまだ精査中の数字となり、大まかな傾向をつかむための資料となっている。6月の常任委員会ではより詳細な料金をお示しいと考えている。現在の検討状況と方向性についてのご説明として全体的なところをお話しさせていただいた。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

2番、多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について、市側の説明を求める。

○原島健康推進課長 本日、資料を2点提出させていただいており、「多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)」本編と、「多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について」という概要を記したものの2点であるが、本日は概要に基づいて説明させていただくので、「多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について」の資料をお開き願う。

ページをおめくりいただいて、1ページ目である。多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画だが、既に計画があり、現行計画は平成26年に策定している。こちらの計画においては、一定程度の新型の感染症等は想定していたが、先般の新型コロナウイルス感染症については、急速に感染が拡大して影響が増大しかつ長期化するといった想定を上回る事態となり、現行計画では十分に対応ができなかった面があった。特に南多摩保健所との情報共有、感染症対応の一体的実施体制の構築、関係機関との情報共有及び協力体制の構築、多摩市役所全庁的な連携体制の構築、ワクチン接種体制の構築、市民への情報提供について課題があったと認識している。

今回の改定に当たっては、政府及び東京都の行動計画が抜本改定されているのでこれに対応しつつも、多摩市で蓄えた新型コロナ対策の知見・経験を反映しながら改定して

いるものである。

こちらの計画であるが、今後の予定として、明日3月19日から4月20日の期間でパブリックコメントを実施し、5月に庁内手続を経て原案を決定させていただき、6月にこちらの常任委員会で改定計画について改めてご報告させていただく予定である。

2ページ目をご覧ください。計画の概要をご説明させていただく。こちらの計画であるが、3部構成になっており、第1部で計画の基本的な考え方を示させていただいている。こちらの計画の基本的な考え方であるが、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示したものになっている。併せて、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を関係機関や市民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備えるものとなっている。

こちらの5番目をご覧ください。発生段階の考え方を今回の計画改定に合わせて整理させていただいており、発生段階は政府行動計画、東京都の行動計画と同様に、準備期、初動期、対応期の3期で整理させていただいている。また、対策項目については7項目で整理している。実施体制、情報提供・共有、リスクコミュニケーション、3点目がまん延防止、4点目がワクチン、5点目が保健、6点目が物資、7点目が市民生活及び地域経済活動の安定の確保ということで計画を整理させていただいている。

おめくり願う。こちらは第2部になるが、第2部では具体的な対策項目を記させていただいている。行動計画の対策項目は、先ほどご説明させていただいた7項目となっている。こちらの概要であるが、1点目の実施体制である。平時における人材確保、育成や実践的な訓練による対応力の強化、有事には多摩市対策本部を中心に、的確な政策判断・実行を行うことにしている。平時における対策が必要であろうということで、こちらについては記載を充実させていただいている。

また、情報提供・共有、リスクコミュニケーションの項目では、感染症危機においては情報の錯綜、偏見差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあるため、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供する必要があるということで、こういった提供体制についても平時から構築していくことを書かせていただいている。

3点目のまん延防止である。新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小化するために、様々な対策を打っていくこととしている。こちらの

まん延防止対策であるが、ワクチンや治療薬等の状況変化に応じて柔軟に対応を行っていくことで対策の縮小・中止といったことは機動的に実施していきたいと考えている。

4点目のワクチンである。医療機関や事業者関係団体等とともに、平時からの接種の具体的な体制や実施方法について準備を進めていきたいと考えている。また、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行ってきたいということで、そのように計画には記載させていただいている。

5点目の保健である。こちらは課題でも挙げさせていただいた南多摩保健所との実施体制である。南多摩保健所との情報共有及び南多摩保健所及び管内の各市との連携による地域の状況に応じた的確な対応の実施をしていくということで記させていただいている。

6点目の物資である。平時の備蓄や有事の需給状況の把握等により、医療機関をはじめとした必要な機関に感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを平時から形成していきたいと考えている。

7点目の市民生活及び地域経済活動の安定の確保である。こちらについては、感染症発生時に影響を緩和させるために必要な対策・支援を行う必要があるため、平時からBCPのような事業継続等のために必要な準備を行うとさせていただいている。主な対策項目については以上である。

次のページをおめくりいただいて、第3部が、感染症が拡大した際の危機管理体制について記させていただいている。多摩市の対策本部の構成等を記させていただいている。こちらは現行計画と大きな変更はない。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、3番、後期高齢者医療保険料の最終案について、市側の説明を求める。

○河島保険年金課長 75歳以上の方が加入している後期高齢者医療制度は、医療給付費の1割を保険料、5割を国や東京都からの公費、4割を現役世代の支援金で負担している。後期高齢者医療保険の保険料は、この根拠法令である高齢者の医療の確保に関する法律第104条の第3項の規定により、医療費や現役世代との人数のバランスなどを考慮し、2年に一度改定される。

令和8年度と9年度の保険料の最終案について説明をする。表をご覧ください。12月の本協議会で資料の表にある算定

案のところを報告した。今回最終案ということで、算定案の右側になる。算定案との差については、診療報酬の改定を見越した医療給付費の推計の増があったと聞いている。医療分になる。均等割額は約12.7%増の6,000円増5万3,300円。所得割は約2.2%増の9.88%となる。均等割の上げ幅が大きくなっている。均等割は新設される子ども・子育て支援分1,300円を加えると、合計で7,300円の増となる。所得割率の場合9.88%に子ども・子育て支援金0.26%を加え10.14%となる。東京都後期高齢者医療広域連合での2年間の1人当たりの平均保険料は12万7,400円となり、令和6・7年度と比較して1万6,044円、14.4%の増となる。

表の下、米印の最初のところである。(3)にも記載しているが、保険料増加抑制対策に関して、東京都後期高齢者医療広域連合規約改正について既に3月5日の本会議でご承認をいただいたところであるが、特別対策等の所要額は東京都後期高齢者医療広域連合全体では2か年で232億円となる。多摩市の負担分は令和8年度当初予算で1億4,907万2,000円を計上している。なお、以降の保険料算定に向け、この特別対策のあり方についても引き続き東京都後期高齢者医療広域連合と市区町村で議論を進めているところである。

米印の2つ目、賦課限度額の変更予定である。医療分と子ども・子育て支援分を合わせて87万1,000円となる。

参考のところをご覧願う。年金収入別の保険料比較を掲載している。年金収入が153万円の方は均等割でかつ7割軽減となるので影響額は1,100円となる。200万円の方は8,000円の増となる。今回は子ども・子育て支援分もあり、特別対策を講じてもなかなか厳しい改定となっている。特別対策を講じない場合の金額は、最終案の表の一番右側、参考というところに表示している。

時間の関係もあるので説明は省略するが、被保険者の皆さんには、東京都後期高齢者医療広域連合から加入時に配布する「後期高齢者医療制度のしくみ」にも当然掲載する。また、広域連合お問い合わせセンターによる対応も行っていく。加えて所管としても、今回の改定については丁寧な広報と説明に努めていきたいと考えている。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、4番、多摩市地域福祉計画の中間見直しについて、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、多摩市地域福祉計画の中

間見直しについて説明をさせていただく。資料は、3点使用させていただく。まずレジュメA4、2ページのものをご確認願う。計画の位置づけを改めてご説明させていただく。

こちらの地域福祉計画の策定については、社会福祉法第107条において努力義務と規定されており、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進、地域生活の課題の解決に向けた施策の設定や支援体制等を整備していくことを目的としているところである。現在の計画については、本年が計画期間の中間年度に当たるために所要の見直しを行わせていただいたものである。

1番、計画の位置づけの黒丸の3つ目をご覧願う。見直しの内容としては、大枠である目指す方向性や地域づくりの視点は変更していない。3点のポイントに関して見直しをさせていただいている。第六次多摩市総合計画は現計画の策定後の令和5年11月に策定されたため、そちらの計画との整合性を確保した。2つ目が評価方法の見直しである。施策体系の見直し、ロジックモデルの導入をさせていただいた。3つ目、重層的支援体制整備事業実施計画の策定を地域福祉計画に内包させていただいたところである。

2番目、計画の策定と策定の経緯は、こちらに記載のとおりであるのでご確認いただければと思う。

3番目、計画の概要。こちらは、以下、説明するに当たって概要と、真ん中の資料の計画本体をご覧いただければと思う。

その中で、先ほどお伝えしたロジックモデルの導入に関して、今回本計画で見直しのポイントとなっているが、そちらの19ページに、前期3年間の振り返り・今後の評価手法ということで記載をさせていただいている。

今回ポイントとした点では、こちらの説明の4行目あたりに書かせていただいているが、令和6年度の取り組み状況等、地域福祉計画に掲載している事業のうち8割超がA評価を達成していると各所管課の実施結果のもと判断をしていたところであるが、より具体的に事業改善を目指していくために今回ロジックモデルを導入させていただいた。そちらの主な対象事業として、今回は2つの事業を実施させていただく。

ページ42の高齢者の介護予防事業、ページ69の障がい者の差別解消事業について、ロジックモデルに基づいた評価指標を実施させていただく。

続いて、ページ52をご覧願う。重層的支援体制づくりの推進ということで、こちらのページ以降に重層的支援体制整備事業の実施計画を内包させていただいたところである。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

5 番、第二次多摩市再犯防止推進計画の策定について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、協議会資料 5 をご覧ください。第二次多摩市再犯防止推進計画の策定についてご説明する。こちらは資料が 4 点ある。

最初の資料をお開き願う。まず、こちらは再犯防止推進計画の位置づけについてである。第二次多摩市再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として、国や東京都の第二次再犯防止推進計画を勘案して策定した「第二次再犯防止推進計画日野・多摩・稲城 3 市共通理念」をもとに、多摩市の現状に沿って策定をしているものである。

今回、計画の内容としては、就労支援や住居の確保、保健医療・福祉サービスなどの利用の促進について、市民へ提供している各種施策、こういった再犯防止に資する取り組みとなるものを、取り組み内容として記載させていただいている。第一次計画から大幅に見直したのではなく、引き続き再犯防止を推進していくという観点に立って計画の策定をさせていただいた。

2 番目の重点課題をご覧ください。今回の計画では第一次に引き続いて就労・住居の確保等、保健医療・福祉サービスの利用の促進等、非行の防止・学校と連携した修学支援等、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等、そして再犯防止のための連携体制の整備等、日野・稲城・多摩の 3 市共通で行う取り組み等を重点課題として計画を策定させていただいたところである。また、パブリックコメントも実施させていただき、提出者 5 名の方からご意見をいただき、その内容も反映して今回計画を策定したところである。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

6 番、生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、協議会資料 6 をご覧ください。生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について報告をさせていただきます。

まずしごと・くらしサポートステーション相談状況につ

いてである。相談受け付け数であるが、前回の常任委員会では報告させていただいた10月末時点より、1月末時点では161件と実相談件数が46件ふえていったところである。また、その中で生活保護へつないだ件数に関しては、前回値は15件だったところ今回は18件で、プラス3件といった状況である。

(2)相談延べ件数の推移に関しては、波グラフで令和6年度と比較すると、令和7年度に関しては実相談件数・実人数に比べて1人当たりにかかる相談もふえているような形になっており、相談延べ件数がふえているような状況である。

次のページをご覧ください。新規で相談をいただいた内容の割合であるが、これまでもお伝えしてきているが、上の3つ、病気・健康・障害、そして住まい、収入・生活費に係る相談が多くなっているところである。相談の割合は、前回値の10月末時点よりも、こちらの3件ともそれぞれ高くなってきているような状況である。

(4)住居確保給付金についてである。月別給付実人数の推移であるが、令和7年度は令和6年度と同等推移か、変動が少し大きくなっているところである。

3 ページ以降は、多摩市社会福祉協議会の生活福祉資金特例貸し付けの償還状況について、経過を資料として掲載させていただいている。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

7 番、不足額給付金の実績について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、協議資料の 7 をご覧ください。こちらは不足額給付金の実績について報告をさせていただきます。

こちらの給付金については、1 番、趣旨のところに書かせていただいているが、物価高騰対策やデフレ脱却のための一時的な措置として令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく給付事業である。こちらに関しては、項目 2 番をご覧ください。と思うが、プッシュ型の通知や申請書の送付など、対象者の方々に向けて取り組みをさせていただき、支給については年内全て終了しているところである。本事業は無事に完了したということで報告をさせていただく。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
橋本委員。

○橋本委員 ご努力をされて、しかも最初にこういうものがスタートしてから年単位で取り組まれていたということは本当に大変だと思うが、いろいろプッシュ型でやっても、この①を見ても通知発送9,702件で、支給者数9,672人。もたらなかった人には2つあると思う。例えば今度の4,000円のはがきも、要らない人はわざわざ言えという積極的な要りません型と、全く手だてがなくて本来受け取ったほうがよい人が受け取れないというこの辺の差というのは、市としては何かつかんでおられるのか。

○松崎福祉総務課長 これまで非課税世帯等に対する給付金事業を各種実施してきているが、基本的に対象となる皆様方に給付するというまさにプッシュ型で給付させていたくものになるので、給付を辞退するという方はご本人自ら申し出ていただく形になる。それ以外に関しては、市で情報を把握している方々の口座に基本的に振り込むという対応をしているので、今回発送数と支給者数に多少のずれが生じるのは、転出入の関係と世帯の変更等があるので必ずしも一致するところではない。プッシュ型については、基本的に支給が必要な方には届いていると認識している。

ただ、申請書という類いのもの、今度転入されてきた方に向けてと未申告の方々に向けた発送というものがある。申請書はそういった方々が対象になるので、そのような場合は市からアプローチをかけつつも、ご本人の中でご申請に至るのか至らないのかというところでずれが生じてくると受け止めている。

○橋本委員 1番はプッシュ型で、これに該当しなくて本来受け取るべき人がというのは少ないとしても、申請をしななければいけない等、いろいろご本人と家族に変化があったとき、言ってこられなかった人ほど何か不安を感じる。とてもそういう余裕がなかったり、知識がなかったり、知る機会がなかったりする。

だが、最後この後も出てくる生活保護につなげなければいけない方等、人口が14万何千人いる中ではこの辺のところがどうしても出てきてしまうが、その辺のところは、市としてはどうしようもないことだから数的には着地点でもう終わりですとなっても、必ずいると私たちの的には考えたほうがよいのか。その点をお答え願う。

○松崎福祉総務課長 情報を受け手に適切に届かせるというのは非常に大事なことでと認識しており、あらゆる媒体を活用しながら、今はSNS等のいわゆる電子媒体も使えるし、対人でつながっていくためにいわゆる相談関係機関にもこういった給付金情報はくまなく周知させていただいき、一声かけていただくという対応をさせていただいてい

る。より多くの皆様が適切に情報をキャッチしていただけるようにという努力は惜しまずに実施しているところであるが、橋本委員が言われるとおりの、その中でどうしても情報がうまく行き届かないことがある、ないとは言いきれないというのは、所管でもそう受け止めている。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、8番、多摩市非課税世帯等エアコン購入費助成事業の実施結果について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、協議会資料8をご覧ください。

多摩市非課税世帯等エアコン購入費助成事業の実施結果についてご報告をさせていただく。こちらはA4判横の資料となっている。表紙をめくって、次のページをご覧ください。

実施期間については、6月5日から訪問予約の受け付けをコールセンターで開始させていただき、最終申請書の受け付けが11月28日であった。

2番目、訪問件数、認定件数、認定理由である。①②と訪問件数、認定件数、認定理由を表にまとめさせていただいている。コールセンターの予約受け付け時にエアコンの設置状況等の聞き取りをさせていただいた。その結果、訪問調査件数に対する認定率が高くなり、9割を超えたような状況である。②番の認定理由。製造から15年経過したエアコンのみというところが一番高くなっており、全体の約8割を占めたところである。

3番目、申請・交付・不交付件数、支給金額をご覧ください。

こちらは当初同時補正、それから6月に補正増を認めていただき、予算額は9,000万円という状況であった。最終的な支給決定金額はこちらに記載したとおりである。7,156万7,715円となったところである。件数としては737件分。予算執行率としては約8割となったところであるが、全体平均支給額に関しては9万7,100円となったところである。そのうち、未申請の方々もおられた。また、不支給決定件数もあったところである。

未申請の方が結果的に出てしまったところであるが、認定証交付時に職員が直接訪問して申請期限等の注意喚起を行わせていただき、再勧奨の実施もさせていただいたところである。また、不支給決定に至ったのが1件あったが、こちらの方も職員と複数回やりとりもさせていただいたが、最終的にはご本人から申請しないというお話をいただいたところである。②助成金の受領方法であるが、こちらはご本人申請と代理受領という大きく2つに分けた手法を取ら

せていただいた。最終的には約75%に代理受領を使用していただいて助成を行ったという結果になっている。

次のページをご覧ください。年代別の決定件数である。こちら一番大きな年齢層は、70代、80代の方々が3割を超えたところである。うち生活保護世帯以外の世帯に関しても同様な傾向が見られているところである。

最後のページ、総括というところである。実施体制に関しては、健康福祉部各課からプロジェクト・チームへの事務従事発令によって7名体制で実施させていただいたところである。また、訪問調査については、全庁からの応援を受けて延べ460名の職員が従事し、2人1組の3班体制で1日最大15件の訪問調査を実施したところである。また、対象世帯に関しては、本事業に関して経済対策・物価高騰対策として実施させていただいたところであるが、製造から15年以上経過したエアコンのある世帯も対象としたため、当初見込んでいたよりも非常に台数もふえ、結果として全体の約8割の方々が15年以上経過したエアコンをお持ちであったところから、助成割合も非常に高くなったところである。

③効果についてである。地球沸騰化とも評される近年の夏季の酷暑への対策としては、生活困窮者世帯や高齢者世帯に対して、熱中症リスクから命を守る事業として実施できたと考えているところである。また、先ほども申し上げたが、本事業は生活困窮者世帯等に対する経済対策・物価高騰対策として実施したものであるが、約75%の方々が市内事業者を通じて交付金の申請をしていただいたところから、地域経済の活性化への効果もあったと考えているところである。

〇きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

〇きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

9番、被保護世帯に対するエアコン設置緊急支援事業について、市側の説明を求める。

〇関生活福祉課長 協議会資料9をご覧ください。被保護世帯に対するエアコン設置緊急支援事業について説明させていただきます。

事業目的については、被保護世帯に対し、エアコン設置に係る費用を支給し、エアコン導入を促進することで、低所得者世帯における熱中症対策を強化することである。

事業概要については、補助対象について、今回令和7年度に行った多摩市非課税世帯等エアコン購入費助成事業、以下、エアコン助成事業と言わせていただくが、そちらで

助成対象とならなかった被保護世帯となっている。また、以下の世帯は対象外で、生活保護の一時扶助費（家具什器費）の対象になる方や、長期入院、入所等で自宅がない世帯、多摩市外に生活の拠点を有している方については対象外となっている。

支給要件については、エアコンが自宅に1台もない、また故障等により使用できるエアコンが1台もない、このいずれかの要件に該当する場合が支給要件となっている。

補助基準額については、1世帯当たり10万円で、これは東京都の補助の10分の10を活用して進めていくところである。また、上限額がそれぞれ分かれており、本体購入費が上限7万3,000円、配送費・設置工事費・撤去費・リサイクル費が上限2万7,000円で、それを合わせて10万円となっている。上記のいずれかが上限額を超えてしまった場合は、この対象にはなっていない。

これまでの経緯と事業の必要性であるが、被保護世帯におけるエアコン支給については、保護開始時に持ち合わせがない場合や転居時に現に所有している器具が転居先で使えない場合などについては家具什器費として支給している。しかしながら、エアコンの買い換えや修繕については、日常生活に必要な生活用品と同じく保護費のやりくりによって計画的に購入等するものであり、現在の生活保護制度では支給要件がない。したがって、今回のエアコン助成事業でも、被保護世帯の家具什器費に該当せず支給できなかった世帯に対してエアコンを設置することができたということで、今回引き続き取り組む必要があると考えているところである。

支給実績については表のとおりになっている。令和8年度についても、令和7年度と同程度と見込んで進めているところである。

予算額については、100世帯を想定しており、10万円ということで1,000万円、都補助金10分の10活用となる。

今後のスケジュールについては、今回最終日の当初同時補正で予算計上させていただき、お認めいただいた上で準備、また申請受付・訪問といった流れになっていくところである。

〇きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
橋本委員。

〇橋本委員 補助基準額が今までは総額10万円で、超えてしまった場合は自分で1万円出すとかいうのはわかったが、本体購入費7万3,000円と2万7,000円に分離されたのは、何か実績上の根拠があつてのことなのか。

〇関生活福祉課長 こちらについては、本体購入費7万

3,000円というのは、生活保護費として本来支給できる家具什器費の上限が7万3,000円となっている。7万3,000円と、残りの配送費等の2万7,000円を合わせて10万円ということで、これを超えた分を自分で払うというのは本来の生活保護の一時扶助費の均衡を図る必要性があるためで、超えた場合は対象としていないという整理になっている。

○橋本委員 では、家電店に行って本体が7万3,000円を超えないものを探すと全体でも補助を受けて購入することができるという解釈だと思うが、そういうことでよろしいのか。

○関生活福祉課長 そのとおりである。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

10番、最高裁判決に係る追加給付事業について、市側の説明を求める。

○関生活福祉課長 協議会資料10をご覧ください。最高裁判決に係る追加給付事業について説明させていただく。

こちら概要については、平成25年に実施した生活保護生活扶助基準額の引き下げがマイナス4.7%だったが、当時の厚生労働大臣の判断過程・手続に誤りがあったことが令和7年6月27日の最高裁判決において認定され、原告の保護変更処分が取り消しとなった。これを受けて、国からの通知をもとに多摩市においてもこの追加給付を実施するところになっている。

追加給付の対象は大きく3つに分かれるが、原告の方、当該期間に生活保護を受給した方で、当該期間というのは平成25年8月から平成30年9月までの62か月間が対象の期間になるが、その期間に生活保護を受給し現在も受給中の世帯、また当該期間に生活保護を受給していたが既に現在は生活保護を廃止した方が対象となっている。

追加給付までの流れについては資料のとおりであるが、対象世帯の把握をした上で申し出の受け付け、データの抽出を進めていきながら支給の決定を行っていくところである。

スケジュールとしては、こちらについても最終日の当初同時補正で計上させていただき、まず今回予算計上させていただいているものは2つあり、一つが生活保護のシステムデータの抽出、こちらにおける内容になる。もう一つが今回のこの内容における業務委託の部分をまず計上させていただいているところである。事業等の詳細については、国からの要綱を踏まえて実施していくことになる。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 対象のことであるが、基本的に現住所が多摩市の方、引っ越してしまった人もいると思うが、住居地の関係について伺う。

○関生活福祉課長 この期間のところで、最初にその時点で多摩市にいた方が対象になるので、その後引っ越された場合でも多摩市となる。逆にその当時ほかの市におられてしばらくしてから多摩市にきたという方であれば、それは前の自治体の対象になっている。

○橋本委員 というと、その当時生活保護62か月のうち一部分でも多摩市に住んでいたがどこかに越してしまったという方にこの情報を知らせる義務は多摩市が負うということなのか。

○関生活福祉課長 まずこの事業についての周知は国が行うこととなっている。多摩市として行うところの部分では、現在受給中の方については市の公式ホームページや保護代理を通じて周知を図るところである。

○橋本委員 国が行うとしても、誰が受けていたのかは国が全部掌握しているわけではなく、多摩市にいた期間についての情報は自治体が持っているのではないと思うが、その辺の関係はどうなのか。

○関生活福祉課長 国が周知することになるので、国がコールセンターを設置して問い合わせに対応する。我々としても、今回想定している業務委託の部分については、コールセンターを準備し、その上で最初に行わなければいけない対象かどうかのデータ抽出でも、該当するかどうか把握していくには正直時間がかかると思っているが、まずは国が周知を進めていくことになっている。

○橋本委員 抽出するのは結構長い期間であるし、それを確定するのはなかなか大変な仕事だと思う。それは国の責任であるが、多摩市にそういう業務をやれと言われた場合、何か予算措置が来るのか。

○関生活福祉課長 最初の説明が少し漏れていて申しわけなかった。こちらの追加給付については、扶助費の部分については国の補助が生活保護と同様4分の3、4分の1が市の一般財源。先ほどの業務委託のデータ抽出といった経費については、国で10分の10を持つことになっている。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○きりき委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

11番、水道スマートメータを活用した高齢者の見守りに関する実証実験について、市側の説明を伺う。

○五味田高齢支援課長 水道スマートメータを活用した高齢者の見守りに関する実証実験についてである。東京都水道局から水道スマートメータを活用した高齢者の見守りに関する実証実験への協力要請を受けた。東京都では、将来スマートメータを全戸に導入することを目指していることから、スマートメータを活用した取り組みは今後広がりを見せる可能性があることを踏まえ、令和8年度の実証実験に協力することにしたのでご報告する。資料を1つ出しているのご確認願う。

スマートメータについては、東京都水道局では、水道スマートメータを2030年代までに全戸に導入することを目指している。水道スマートメータのデータは、居住者の生活リズムの変化や異常の早期発見など、高齢者の見守りに活用できる可能性があるということである。

実証実験の目的であるが、高齢者の見守りに関する、既存の業務に水道スマートメータのデータを活用することで、業務の高度化・効率化に活用できるかの検証を行うものである。

実証実験の方法としては、高齢者見守り相談窓口に見守り登録をしていて定期的な見守りを受けている高齢者を対象に実証実験を行う。実施に当たっては、事前に対象者を訪問し、事業の趣旨を説明した上で同意書の提出を受けて行う。また、スマートメータの取り付けが完了していない場合は、本人の同意の上、東京都水道局が取り付けを行う。異常を感知した場合、高齢支援課に連絡が入り、その後見守り相談窓口に連絡し、地域包括支援センターとともに家庭訪問をして安否確認をするという手順になっている。

対象者数は、今回の実験では10名程度、中部地域包括エリアで5名、北部地域包括エリアで5名を想定している。検知期間であるが、3日間（72時間）水を使用しなかった場合を想定している。実証期間は2か月～3か月程度、7月～9月の間に実験をしようと考えている。

次のページに行って、スケジュールとしては、この常任委員会でご報告させていただいた後、東京都水道局及び高齢者見守り相談窓口と具体的な方法の協議を行い、対象者を選定し、4月～6月の間に対象者のところを訪問してスマートメータを取り付け、7月～9月に実証実験をしてい

く予定である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
橋本委員。

○橋本委員 10名程度と比較的少ない。そうすると、結局選ぶのに東京都と相談したりする中で、どのような人を選ぶようとしているのか、何か狙いのようなものはあるのか。

○五味田高齢支援課長 今回10名とごく限られた方をお願いしようかと考えている。現在見守り相談窓口で定期的に見守りを行っている方がおり、スマートフォン等も使うものであるから、そういった方の中で説明して理解してくださった方を、見守り相談窓口と相談しながら選出していこうかと考えている。

○橋本委員 つまり、対象になる方はいろいろと条件がないとできない。その中で10名となると、年齢が70～80代、男女比といったものを加味して、何を得ようとするかによって全然違うと思うので、その辺のところもう少し深く、何か考えていることがあったらお答えいただけたらと思っている。

○五味田高齢支援課長 見守り相談窓口で定期的な訪問をする方は75歳以上となっているので、年齢的には75歳以上の方。今のところ性別についてどうしようかという相談はこれからとなっているが、3日間水を使わなかった場合に検知するので、その間にもしかしたらお出かけされたことによる誤報もあるかもしれないが、そういったことも理解していただいた上で参加していただける方をお願いしようかと考えている。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

12番、特別養護老人ホーム「和光園」の移転建て替えに伴う土壌汚染について、市側の説明を求める。

○五味田高齢支援課長 資料を2つ提出している。1つ目、特別養護老人ホーム「和光園」の移転建て替えに伴う土壌汚染についてである。

1番の計画内容であるが、特別養護老人ホーム「和光園」は1965年から運営されており、建物の老朽化が進行していることから建て替えを実施するという事で、こちらについては9月の常任委員会で一度ご報告させていただいた。

2番になるが、その後土壌汚染があったので、今回これをメインで報告させていただく。土壌汚染対策法に基づき、土壌調査を実施し、地歴調査・表層土壌調査を経て、調査物質26項目を調べた中で、ジクロロメタンとヒ素が検出さ

れたため、深度調査を実施している。この2つについて、表の中に書いてあるが、まずヒ素については、調査結果が溶出量超過という部類になり、調査範囲の予想図の中に飲み水用の井戸があるかないかということでは「あり」というところである。そして区域指定というところで、「要措置区域」に指定されている。

もう一つ、ジクロロメタンについても調査結果が「溶出量超過」になり、こちらは飲料井戸はなかったところである。区域指定については、「形質変更時要届出区域」に指定されている。下の米印のところに溶出量超過について説明を書かせていただいたが、土壌中の特定有害物質が地下水に溶出して、地下水を多量に飲むことによって体内に有害物質が取り込まれるのを防止するために設定された基準値で、その井戸水を70年間毎日2リットルずつ飲み続けた場合ということで基準値が設けられているものになる。飲用井戸の位置については、個人情報の観点から非公開となっている。

3番目、市民説明会を実施したところである。10月にも行い、今回の土壌汚染については2月に2回実施している。32名の方が参加してくれた。参加者からの主な意見や質問を幾つかピックアップしている。

モニタリング調査はいつまで実施するのかについては、溶出量超過になったので一定期間調査が必要となり、この質問について事業者から、調査開始は令和8年の4月～5月頃を予定していて、5年間程度のモニタリング調査の義務があるという説明があった。

2つ目、モニタリング調査の場所はどこかについては、東京都環境事務所から敷地内にモニタリング用の井戸の設置を求められているところである。土砂の排出があるのか、またいつ頃になるのかというご質問については、土砂の運び込みは発生する。安全に配慮して運び出すが、まだ施工業者が決定していないので、決定したらまた説明会を実施するというお話だった。

もう一つ、現在その解体工事を中止しているのかというご質問があり、これについて事業者から、現在工事を中止している状況で、今後は東京都環境事務所の指示を受けながら対応していくという説明だった。

次のページに行って、これからのスケジュールであるが、4月～5月に、計画認可後、地下水をモニタリングするための井戸を設置してモニタリングを開始し、その後、基準をクリアできれば解体工事を再開する予定だということである。工事については、令和8年10月に着工予定と聞いている。

もう一つの資料をご覧願う。地図資料になっているが、図が描いてあり、上の図、真ん中の縦長の長方形の部分が、新「和光園」が建設されることになる。下の図2の表は、ヒ素とジクロロメタンの溶出量超過図となっており、蛍光の緑色の枠と、ピンク色の枠が元厚生荘病院の建物となっている。黄色い細い線が現在建っている愛生苑の場所となっている。真ん中あたりに黄色のマーカーで印がついており、○にジと書いてあるのがジクロロメタンが検出された場所である。○にヒと書いてあるのが、ヒ素が検出された場所になっている。右側のオレンジのところは道路になっており、緑の線は元厚生荘病院に上がっていくところの道路となる。

次のページに行って、図3になる。調査範囲予想図であるが、水色の半円と赤い半円が記されていると思うが、水色の半円はヒ素が検出された時点から半径200メートルのところで、調査の範囲となっている。赤い半円は、ジクロロメタンが検出された時点から半径900メートルが調査の範囲となっている。それから、真ん中に上から下に斜めに水色の線があるかと思うが、これが大栗川になっており、川のところまでの範囲を検査するので、この重なった部分、赤の帯になっている重なった部分、水色の半円の川までの部分と赤い半円の川までの部分、色が塗り潰されたところだが、飲用井戸があるか調査するところになる。

今後は、多摩環境事務所と連絡を取り合いながら、また環境政策課とも連携しながら対応していきたいと考えている。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 この物質は、病院があったことに由来するのか、それとももっと昔の何か表層なのか、原因がよくわからないのでそれをお聞きしたい。それと、こういうヒ素等が出るというのは比較的頻繁に、例えば市役所の新しい庁舎のときにもヒ素等の調査は行うのか、その辺を教えてほしい。

○五味田高齢支援課長 今回ヒ素とジクロロメタンが検出された原因についてははっきりわかっていないところであるが、厚生荘病院があった場所である。ただ、厚生荘病院が戦前からあった場所であり、当時はそれほど建物に対する検査が厳重でなかった、物質はどういうものを使ってよい、使ってよくないというのが厳重でなかったときに建てられた建物であるので、そのときにどういうものを使ったのか今もうわからない状態であるが、敷地内のこの場所に出ているということは、厚生荘病院を建てたときの何か

影響があったのではないかと、今はこれしかわからない状態である。

それから、こういうことが頻繁に起こるのかについては、何か建物を建てる時に土壌検査をするというのは平成に入ってから検査のようで、これから建物を建てる時にはこういった検査をしていくことになるかと思う。

○佐藤環境政策課長 少し補足をさせていただくと、この法律ができたのが平成13年である。それ以前はもちろんこういった調査はなかったし、さらにさかのぼっていくといわゆる廃棄物処理法の中での処分のルール、建築中も、建築基準法もさることながら当時の知識や技術では、今では有害物とされるものが普通に法律の中で許可をされていた時代でもあったわけで、その処分の仕方もルールが曖昧な時代でもあった。

そういった時代の経過の中で、今回厚生荘病院の可能性としては、社会のルールの中できちんと対応はしてきたものの、どこかしらで汚染が生じてしまったのではないかとということである。私も廃止するときに同意を得て聞き取りをしたが、病院の運営の中で特に有害物質を故意に使ったり流していた事実はないと聞いているので、建てたときや解体したときに何らかの影響が生じたのではないかとということである。

今後については、そういった古い建物について全国を見ている中ではこの厚生荘病院に限らず起き得ることで、東京都環境局のホームページを見ていただくと、実際23区をはじめほかの地域でも今回のような要措置区域、形質変更時要届出区域が結構多数出ている。

あと市役所の建て替えのときのお話も今、橋本委員からあったが、やってみないとわからないところではある。市役所では特別そういう有害物を使っていたわけではないから、そういうことを考えれば出ないだろうと想像はつくが、今回のように使っていないという証言の中でも起き得る話であり、調べてみないとわからない。今回も3,000平米以上の土地の改変ということで法律第4条のルールの中でやってみたら出てきたということで、市役所も3,000平米以上の土地の改変という形になれば、まずは地歴調査から土壌汚染の調査対象にはなってくる。

○橋本委員 また業者が決定したら地元市民向け説明会を実施するとのことである。ヒ素と聞くと、ミルクやカレー等いろいろ死につながるような事件も起きていて不安感はあると思うので、「安全を配慮して」と書いてあるが、また説明会などでもきちんとそういう心配事を払拭できるようにご努力いただきたいと申し上げておく。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、13番、内閣府S I Pの取組状況について、市側の説明を求める。

○林健幸まちづくり担当部長 13番、内閣府S I Pの取組状況についてご説明する。協議会13の横置き資料をご覧くださいと思う。

多摩市で昨年度より実証等への協力を行っている内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムS I Pの取り組み状況についてご説明するものとなる。昨年9月の協議会でご報告をした後の取り組みとして、令和7年度後半に2回サービス実証を実施したので、そちらを中心にご報告する。

2ページ目をご覧くださいと思う。昨年10月に貝取・豊ヶ丘地域で10日間の日程で1回目のサービス実証を実施した。5名の方にご協力いただき、実際の生活の中で各サービスを利用いただき、サービスの効果などを確認した。

3ページ目をご覧ください。サービス実証のイメージをお示ししたものとなる。ご協力いただいた各方のご自宅にそれぞれ声かけロボットを設置し、地域のお出かけ情報などを配信した。また、ご自宅から外出先の目的地までの移動について小型自動走行モビリティを予約いただき、送迎を行った。なお、本実証では、排尿支援サービスの利用を希望する方はおられなかった。

次のページをご覧ください。貝取・豊ヶ丘地域でのサービス実証の結果となる。実証の日数が短かったこと、もともと外出頻度が高い体幹のしっかりした方が今回多かったということで、外出のしやすさ、意欲の高まりについてはそれほど高い数字は見られなかった。一方で、声かけロボットについては、全員から満足したといったお声があった。

5ページ目をご覧ください。全体の結果としては先述のとおりとなるが、個別の利用者の声を伺うと、安心・快適に利用できてとても助かる。福祉機器を使うのは恥ずかしいが、このモビリティならば格好いいデザインだから利用しやすい。真ん中の男性の方については、突発的な外出にも利用するなど、外出促進につながった面もあった。一番下のご夫婦であるが、もともと5名の対象の方とは別の方となるが、チラシを見てぜひ利用したいということでご利用いただいた。男性が1年ぶりの外出となったということで非常に喜ばれたとお伺いしており、今後の可能性に期待ができる事例となった。

次のページをご覧ください。貝取・豊ヶ丘地域でのサービス実証で見た課題として2点挙げている。

1点目は、先ほど申し上げたようにもともと外出頻度が高い方が多いなど、体験者の外出意欲の変化が限定的だった。この点は10月が初めての自動走行でのサービス実証であったということで、地域団体から利用者をご紹介いただいた際に、団体側が配慮された部分があったとのことである。

2点目であるが、路面に段差などがある場合、フロントタイヤの形状が特殊でダイレクトに路面の状況が伝わるということで、乗り心地に改善要望を示す方が多かったといった点が挙げられる。

こうした点を踏まえて、3月に2回目のサービス実証ということで永山地域周辺で実施した。2回目のサービス実証においては、まず車両の改修を行い、大規模な改修は次年度とお伺いしているが、クッションの改善やフレームの見直しを行い、乗り心地の改善を行ったところである。また、利用者についても、中部地域包括支援センターなどからご紹介いただくといった形で、体幹に不安のある方にもご参加をいただいた。

次の7ページ目をご覧ください。3月3日から10日間の日程で、永山地域周辺では2回目のサービス実証を行った。資料上は対象者数「6名」と記載しているが、途中でキャンセルされた方がおられたということで、最終的に5名の方に協力いただいた形となった。実証内容としては、おおむね1回目の貝取・豊ヶ丘地域の場合と同じであるが、1点、一番下の赤字の部分となるが、今回商店街エリアから永山駅まで中距離の移動をモビリティでトライしている。

次のページをご覧ください。本モビリティについては、ラストワンマイル対策とよく言われて、自宅からおおむね500メートル程度の移動の支援を念頭に置いている。今回の永山地域周辺でのサービス実証においては、商店街から駅前までといったニーズもあるだろうということで800メートル程度あるが、こちらのモビリティでの移動も行い、30分ほど乗車いただくような運行も実施した形である。先週まで実施していたところで資料は入っていないが、結果の速報を伺っており、この2回目のサービス実証においては、5名中5名の皆様が、外出のしやすさが改善した、外出の意欲が高まった、またモビリティについても満足したと回答されたと伺っている。このように外出促進効果が見られた結果だったと聞いている。

また、声かけロボットについても、5名中4名の方が満足したという回答で、地域のおでかけ情報のほかにも、ロ

ボットからモビリティの予約をお知らせしているところ、忘れがちなモビリティの予約を知らせてくれるのはとても助かったと皆様が言われていたとのことである。なお、片道に払う料金のイメージとしては500円を回答する方が多かったと伺っている。

以上が令和7年度後半のサービス実証のご報告となるが、令和8年度の取り組みとして、資料はないが大きく2点取り組み予定を伺っているので、簡単にご説明させていただく。

1点目は、モビリティの改修となる。これまで利用した方からのご意見を踏まえ、乗りやすさ、先ほどもあったガタガタしたところを減らすといった歩道走行性を改善していくこと、また小型化といった点も含め大型改修を検討していると伺っている。

2点目は、社会実装を想定したさらなるサービス実証である。今年度は10日間、モビリティ1台という形でそれぞれ実施しているが、令和8年度についてはこの期間を延ばし、台数も複数台、併せて使っていただく利用者の方の数もふやした形で実施したいと思っているところである。これらについては、また具体的になったらご報告できればと考えている。

〇きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では14番、令和7年度介護保険事業所等物価高騰等対策支援給付金の支給実績について、市側の説明を求める。

〇齊藤介護保険課長 それでは、協議会資料の14をご覧ください。9月補正でお認めいただいた令和7年度介護保険事業所等物価高騰等対策支援給付金の実績報告ということでお時間を頂戴した。

まず補助対象であるが、令和7年度4月1日時点において、市内で地域密着型サービスを提供していただいている事業者の皆様ということで、それぞれ提供されるサービス形態ごとに支援額を定めて今回ご支援をさせていただいたものである。

細かいところは(3)をご覧くださいければと思う。提供サービス形態の訪問系、通所系の2形態については、それぞれ1事業所当たり23万円、また訪問・通所等の複合型、小規模多機能や看護付小規模多機能施設各4施設の8施設、あと入所系として、認知症のグループホームの7事業所の合計15事業所に関しては1事業者65万円で、合計35事業所に1,435万円という形でのご支援内容であった。9月に補

正をお認めいただき、10月から受け付けを開始させていただいた。年内に35事業所全ての方々からご申請を頂戴し、年明けにはこちらに記載させていただいている1,435万円の予算額満額、執行率100%で支援を行わせていただいたという報告である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、15番、令和8(2026)年度多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針について市側の説明を求める。

○平松障害福祉課長 協議会資料15をご覧願う。令和8年度多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針について報告をさせていただく。

こちらの趣旨の部分になるが、いわゆる障害者優先調達法に基づいて毎年調達方針を定めて公表するという形になっている。本件を常任委員会後の4月にホームページで公表していきたいと考えている。

下の(2)(3)(4)と説明は省かせていただくが、説明文を記載させていただいている。

多摩市における調達方針のところになる。こちらは昨年度に変更は加えていないが、基本的な考え方を書いている。基本的な考え方としては、単に物品の購入や事業委託、役務の提供等にとどまらず、共にまちづくりを進める協働の取り組みの一員として優先調達を進めていくということで記載させていただいており、例えば(4)のところを見ていただくと、優先調達を推進するための主な取り組みということで収益の場の提供、業務委託先等に対する協力依頼、共同受注のための障がい者就労施設等による団体「たまげんき」への支援、契約事務規則改正、工事発注での評価基準の整理というところで支援体制を取っているところである。

3番、令和8年度の物品等の調達目標のところ、こちらでも予算編成の中から調査をして拾っているが、目標契約案件数として、物品が2案件、役務・業務委託が10案件となっている。

次の4番、令和8年度における重点的な取り組み予定事項をご覧願う。まず、優先調達案件の掘り起こしについては、予算編成時や事業開始時において、就労施設等における受注可能な条件の確認・調整等を行うことで新規事業としての予算要求段階でも調整を進めていくという内容と、今年度については、2段落目になるが、市役所内での業務

発注内容等に関するニーズを把握するとともに、所管課と施設等の発注調整を円滑なものにするための障害福祉課への専用の問い合わせフォームを開設したところである。今後こうしたところを活用しながらコミュニケーションを取ってやっていきたい。

次の段落は、気候非常事態宣言等、こうした新規事業を見込める分野において優先調達につながる案件がないかを検討していきたいと考えている。

次に、職員への理解啓発の部分になる。こちらについては、職員向けに障害理解促進研修を実施する際において、可能な限りこうした優先調達に関する取り組みを説明して意識づけをしているという形になる。また、これまでも所管課と「たまげんき」が協議を重ねる中で実現してきた内容、好事例については、市役所の各部署とも共有しながら進めていきたいと考えている。

(3)収益の場の提供になる。こちらは、市の主催イベントや物品販売の機会について、令和7年度については「ばらあーとみんなの美術作品展」を実施させていただいたが、市が主催するイベントや物品販売の機会を確保していきたいと考えている。

(4)民間事業者等へのPRである。市からの業務発注だけではなく、障がい者就労施設等が民間事業者からの依頼を受けて事業活動を行うためのマッチング支援を行っていく必要があると考えており、これは2段落目、中段にあるが令和6年度、令和7年度においても、民間事業者の京王電鉄株式会社さんが、市内イベントに参加する際の配布用ノベルティーについて、市と協議を行う中、市内重度心身障がい者通所事業所への発注につなげていただいたということで、マッチング支援を行っているところである。今後こうした業務のPRや各種イベントへの出展、販売機会の創出を調整しながら進めていきたいと考えている。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

16番、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に関する取組状況について、市側の説明を求める。

○平松障害福祉課長 続いて協議会資料16をご覧願う。「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に関する取組状況について、令和7年度の実績と令和8年度の予定を報告させていただく。

1 ページ目、主な取り組み状況（令和7年度）となる。令和7年度の実績としてはこちらの表のとおりであるが、9月と11月に「障がい者とともにひとときの和」を実施している。諏訪小学校、東寺方小学校で実施をしている。10月には多摩市役所本庁舎の視察を障がい者の方にしていただき、庁舎の課題・問題点を指摘いただいたところである。12月においては、障がい者の美術作品展「ばらあーと」をはじめとする周知活動を行っており、市職員向けにも障害福祉課主催の研修と人事課主催の研修を実施しているところである。細かくは後ほど説明させていただく。また、令和8年3月には、事業者による合理的配慮の提供促進に向けて事業者向けの障害理解出前講座、こちらは1回目でテスト的なところになるが、実施する予定となっている。

次のページ、今後の取り組み予定の令和8年度のところになる。こちらはスケジュールに落ちているものが少ないので、基本的には同様に理解・啓発を行っていくことになるが、それぞれ障害者週間、市職員研修、差別解消支援地域協議会を開催していくところで、「障がい者とともにひとときの和」についても、これまで同様2校を対象に実施、また企業向けの出前講座も引き続き検討していきたいと考えている。

次の主な取り組みについては簡潔に説明させていただければと思う。1つ目の子ども向け施策、(1)「障がい者とともにひとときの和」については、毎年2校で実施させていただいており、先ほどのとおり9月に諏訪小学校、11月に東寺方小学校で実施させていただいた形になる。令和8年度も引き続きやっていきたい。

次の2番、事業者向け施策の(1)については、事業者による合理的配慮の提供促進に係る助成制度となっている。こちらも引き続き実施させていただいており、令和7年度においては2件42万円ほど、トイレや手すりという形で助成させていただいたのが現状までの実績という形になっている。次年度においても実施していきたいと考えている。

次に、(2)事業所による「合理的配慮等の事例集」の周知である。令和6年度末に事業所による「合理的配慮等の事例集」を当事者の方、支援者の方にいろいろご意見いただきながら作成したところである。こちらは今年度事業所を対象として周知を行っているところで、それぞれ商工会議所等とも連携しながら進めている形になる。また、今年度これらの周知を図るために簡単なリーフレットも作成し、今後そちらも展開していきたいと考えているところである。

次に、3番、障害者週間における取り組みということで、

先ほどのばらあーとみんなの美術作品展で実施させていただいたところで、令和7年度は市民ギャラリーのほか、パルテノン多摩のオープンスタジオ、多摩中央公園の一部にも会場を広げて実施させていただいた。多摩中央公園内では、障がい者支援施設等で構成する「たまげんき」による自主製品等の販売を行ったところと、12月6日になるが、オープンスタジオで、パラスポーツ体験イベント「チャレスポ！TOKYO」による体験ブースを設置し、車椅子カーリング体験等の実施を行ったところである。来場者はトータルで1,930名お越しいただいた形になる。

4番の市職員研修については、入庁2年目の職員を対象に、毎年多摩市権利擁護専門部会当事者の方等に講師として来ていただき、障害特性の理解、窓口対応のポイントなどについて実施させていただいているほか、12月には人事課主催で障害理解促進研修を実施している形になる。

最後に5番、わかりやすい情報提供となる。こちらは10月に実施させていただいた多摩市役所本庁舎施設視察を通して確認された現庁舎への改善提案をいただいた形になる。こちらは8団体45名の方にお越しいいただき、それぞれ市役所の職員と一緒に庁舎内を回り、このトイレはこのように使いにくい、このほうが使いやすいというなどのご意見をいただいた形になる。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

17番、第8期多摩市障害福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定スケジュール等について、市側の説明を求める。

○平松障害福祉課長 協議会資料17をご覧願う。第8期多摩市障害福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定スケジュール等となる。こちらは国の基本指針に即して障害福祉サービス等の提供体制を確保するために策定するということで、法定の計画というような形になる。

計画の位置づけのところ、現在計画は多摩市障がい者（児）福祉計画ということで冊子をつくっているが、この中身としては、①今後6年間の障害施策の基本的な方向性を定める多摩市障がい者基本計画と、今後3年間の障害福祉サービスの見込み量やその確保のための方策等を定める「多摩市障害福祉計画・障がい児福祉計画」で構成されており、今回はこの②3年ごとの「多摩市障害福祉計画・障がい児福祉計画」の改定というような形になる。

計画で定める内容は、主に成果目標と障害福祉サービス等の見込み量の推計の2つとなっている。

次のページであるが、策定体制・策定スケジュールについて、計画の策定に当たっては、福祉に関するアンケート調査を障がい者の方を対象にやらせていただきたいというところと、各計画策定に係る事業者アンケートを事業者向けに実施し、基礎資料とさせていただきたいというものである。

検討に当たっては、これまでと同様であるが現行の計画の進捗を確認しているところがあるので、新たに計画策定市民委員会等を設置するのではなく、これまでも計画の進捗状況の評価を行ってきた地域自立支援協議会の回数をふやして、こちらを中心に協議を進める予定となっている。スケジュールはこちらのとおりになり、7月から自立支援協議会での協議を開始し、やはり7月にアンケート調査等を行いながら、1月にパブリックコメントを実施させていただきたいと考えており、適宜健康福祉常任委員会にも報告させていただきたいと考えている。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後1時44分再開

○きりき委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後1時44分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長 きりき 優